

平成17年第2回潟上市議会定例会会議録（第4日）

○開 議 平成17年 9月27日 午前10:00

○閉 会 午後 4:16

○出席議員（50名）

1番 二田 功	2番 菅原 伊佐美	3番 千田 正英
4番 鑑 則夫	5番 佐藤 富夫	6番 菅原 勉
7番 吉田 義雄	9番 児玉 春雄	10番 佐々木 松雄
11番 千種 清一	12番 佐藤 昇	13番 大谷 貞廣
15番 富樫 鉄蔵	16番 佐藤 義久	17番 淡路 五十一
18番 藤原 幸作	19番 鎌田 久	20番 伊藤 金英
21番 村井 政克	22番 佐藤 正信	23番 後藤 一志
24番 伊藤 博	25番 佐藤 忠悦	26番 澤井 昭二郎
27番 菅原 久和	28番 佐藤 恵佐雄	29番 菅原 養太郎
30番 西村 武	31番 奈良 与三郎	32番 成田 進
33番 菅原 市郎	34番 土肥 茂宏	35番 鑑 仁志
36番 武藤 守	37番 小林 友明	38番 藤原 幸雄
39番 佐藤 傳一郎	40番 嶋田 満雄	41番 菅原 俊雄
42番 大澤 一義	43番 鈴木 組子	44番 堀井 克見
45番 佐藤 幸孝	46番 藤原 典男	47番 伊藤 栄悦
48番 徳原 恭一	49番 菅原 権悦	50番 阿部 幸基
51番 門間 英也	52番 赤平 末次郎	

○欠席議員（1名）

8番 門間 兵一郎

○欠 員（1名）

14番

○説明のための出席者

市 長	石 川 光 男	教 育 長	小 林 洋
総 務 部 長	大 越 宏	企 画 部 長	鑑 利 行
産 業 建 設 部 長	伊 藤 賢 志	市 民 生 活 部 長	菅 生 一 也
福 祉 保 健 部 長	門 間 鋼 悦	教 育 次 長	千 種 肇
総 務 課 長	鈴 木 公 悦	総 合 政 策 課 長	鈴 木 司
財 政 課 長	澤 井 昭	税 務 課 長	伊 藤 正
産 業 課 長	山 口 義 光	建 設 課 長	鈴 木 利 美
都 市 整 備 課 長	鎌 田 洋 一	会 計 課 長	櫻 庭 新 悦
収 納 課 長	中 泉 作 右 衛 門	追 分 出 張 所 長	鈴 木 久 雄
財 政 課 長 待 遇	三 浦 喜 博	下 水 道 課 長	藤 原 貞 雄
水 道 課 長	小 林 健 一	総 務 学 事 課 長	佐 藤 磐
市 民 課 長	宮 田 隆 悦	社 会 福 祉 課 長	児 玉 俊 幸
幼 児 教 育 課 長	田 仲 茂 隆	生 活 環 境 課 長	鈴 木 鋼 生
健 康 課 長	川 上 秀 佐 男	生 涯 学 習 課 長	丸 谷 昇
スポーツ振興課長	根 一	国 体 事 務 局 長	菅 原 徳 志
高 齢 福 祉 課 長	門 間 裕 一	飯 田 川 庁 舎 総 合 窓 口 外 長	山 平 東
昭 和 庁 舎 総 合 窓 口 外 長	佐 々 木 博 信	天 王 庁 舎 総 合 窓 口 外 長	伊 藤 清 孝

○議会事務局職員出席者

議会事務局長	肥 田 野 耕 二	議会事務局課長待遇	伊 藤 正 吉
--------	-----------	-----------	---------

平成17年第2回潟上市議会定例会日程表（4日目）

平成17年9月27日 午前10時開議

会議並びに議事日程

- 日程第 1 発議第16号 村井政克議員に対する懲罰の動議の件について
- 日程第 2 同意第14号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 3 議案第40号 平成17年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計への繰り入れについて
- 日程第 4 議案第41号 平成17年度潟上市一般会計補正予算（案）について
- 日程第 5 議案第42号 平成17年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（案）について
- 日程第 6 議案第43号 平成17年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（案）について
- 日程第 7 議案第44号 平成17年度潟上市農業集落排水事業特別会計補正予算（案）について
- 日程第 8 議案第46号 平成17年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（案）について
- 日程第 9 議案第47号 平成17年度潟上市下虻川財産区特別会計補正予算（案）について
- 日程第10 議案第48号 平成17年度潟上市水道事業会計補正予算（案）について
- 日程第11 請願・陳情について
- 日程第12 各常任委員長の報告
総務委員長
社会厚生委員長
産業建設委員長
文教委員長
- 日程第13 承認第22号 専決処分の承認について
（平成17年度潟上市有線放送事業特別会計補正予算）

日程第 1 4 発議第 1 7 号 「第 1 2 9 回秋田県種苗交換会」を潟上市に招致要望する
決議（案）について

午前10時00分 開議

○議長（赤平末次郎） おはようございます。

ただいまの出席議員は50名でございます。なお、8番門間兵一郎議員から所用のため欠席の届けが出ております。もちろん定足数に達しておりますので、これより平成17年第2回潟上市議会定例会を再開致します。

これから本日の会議を開きます。

なお、門間議員が欠席のため、本日の会議録署名議員に会議規則第80条の規定により、9番児玉春雄議員を指名致します。

議会運営委員長より報告させます。後藤議会運営委員長。

【議会運営委員長の報告】

○議会運営委員長（後藤一志） 議会運営委員会から報告を致します。

昨日1時30分より議会運営委員会を開催しておりますので、ご報告申し上げます。

内容は、本日の日程でございますが、日程第1の村井政克議員に対する懲罰動議について、の本件の議事の取扱いについて申し上げます。

本件につきましては、本日の最後に取り扱います。

また、懲罰動議につきましては、潟上市議会委員条例第7条第1項の規定により、動議が成立すると懲罰委員会が自動的に設置されます。そのため同条第2項により、委員会定数を議会の議決により決定致します。これによりまして、議会運営委員会では会派の中から代表を選出していただき委員とすることにしました。会派は12会派ありますので、委員会の構成員は12人となりますので申し添えておきます。

関係する会議録の抜粋の写しを原文のまま皆さんに配布しております。

次に委員長報告について質疑し、討論、採決を行います。普通会計、特別会計の補正予算につきましては、文教常任委員会の委員長の報告の後に採決のみを簡易採決にして連続して行います。

なお、種苗交換会の本市への招致要望決議を提出しております。

以上で議会運営委員会の報告と致します。

○議長（赤平末次郎） 次に、教育長より行政報告の通告がありましたので、これを許可致します。小林教育長。

【教育長の行政報告】

○教育長（小林 洋） 報告致します。

天王南中学校生徒水難事故について申し上げます。

このたびの天王南中学校1年生の水難事故について、状況と対応、今後の対策についてご報告致します。

すべてがこれからという大切な時期に、毎日を元気よく過ごしていた将来性ある中学生を失ったことは痛恨の極みであります。ご家族の心情を思うとき、言葉もありません。ここに心からご冥福を申し上げたいと存じます。議員の皆様にもご心配をおかけ致しました。2度とこのようなことが起こらぬよう、事故防止を含め、より一層気を引き締めて教育行政にあたってまいりたいと思っておりますので、ご指導のほどお願い申し上げます。

それでは事故の状況についてご報告致します。

9月23日、金曜日、天王南中学校1年の生徒3人、いずれもサッカー部であります。午前の練習後、家庭に行き先を伝えずに誘い合って自転車で午後1時過ぎにブラックバスを釣りに、最初に金足の小泉湯に行き、すぐに事故現場である金足浦山の女堤、この場所は秋田自動車道昭和インターから秋田方面に向かって右側約3キロのところに見えます。学校からは約5キロで、これまでも5、6回行ったことがあるということでもあります。そこに移動しました。これが午後2時頃であります。そこで、じゅんさい採り用の舟、1人乗りであります。これに3人乗り、釣りをして午後4時50分頃、手でこいで帰ろうとしたところ水が入ってきて岸から10メートルぐらいのところ投げ出されたのであります。2人は自力で岸にたどり着いたのですが、当該生徒が5メートルぐらいのところ溺れ、助けようとしてくれましたけれども間に合わなく、そのまま沈んでいったのであります。3人とも泳ぎの方は苦手であったようであります。2人が助けを求めて高速道路まではい上がり、ようやくつかまえたワゴン車から1人の母親に連絡し、その後、救急車にも連絡致しました。これは5時過ぎのことです。学校にも連絡がまいりまして教員3人が向い、母親から学校、そして教頭、校長に連絡したのであります。救急車、警察、母親が5時25分頃、現場に到着致しました。5時半頃、教頭から私ども教育委員会に対して概要の報告がありました。午後6時頃、当該生徒が水深3メートルの水中から発見されました。このとき既に瞳孔が開いている状態でありました。直ちに秋田組合病院に搬送し、蘇生措置を施しました。しかしながら、午後9時15分に死亡が確認されたのであります。その後、学校側では全校生徒に対し、1年生の事故を通知し、外出等について注意指示致しました。

私ども教育委員会では、5時半過ぎに指導主事が連絡を受け、同時に総務学事課長に

事故の第一報が入りました。私のところにも午後5時半過ぎに連絡ありました。6時過ぎから中央教育事務所生徒指導主事に連絡、教育長、次長、課長が飯田川庁舎で対応を協議しました。指導主事を組合病院に派遣し、情報収集と対応にあたらせたわけであり、8時に教育長から、私から市内の全校長に対しまして休み中の生活も含め事故の状況、事故防止について指示致しました。

翌24日、学校では朝6時に緊急の職員会議を行いました。といいますのは、この24日と25日の日が中体連の秋季大会の日であったわけであり、そういう意味で、私としては学校として、サッカー部についてはサッカー部の生徒、あるいは保護者の対応に任せたいわけであり、その他の生徒については通常どおり参加してもよいという指示は致しました。9時過ぎに県教育委員会高橋義務教育課長、10時過ぎに私が学校に行き、それぞれ学校の対応を指示致しました。生徒、教職員、保護者の心のケアのためのカウンセラーの要請も致しました。その日の大会が終わりましたから、午後4時に全校集会を行ったわけであり、学校側から説明がありました。なお1年生は集会を開き、2・3年生はクラスで指導したということであり、午後7時に緊急の保護者会をやりまして、約300人の保護者が集まったということであり、学校からの説明を聞いたということであり、教育委員会では8時過ぎに教育長、次長、課長、指導主事が集合し、先ほど申し上げましたように、天王南中学校に行ったわけであり、

この日の2時30分に各小中学校に対し、緊急の通知を致しました。それは水難事故等の防止について、ファックスを行ったのであります。

以上が大体の報告であります。今後の対策についてですが、天王南中学校の生徒、職員、関係保護者の心のケアを行い、平常の状態になるように致したいと存じます。

なお、関係の臨港署、五城目署、男鹿署、各教育委員会、管内の連携を図り、危険箇所の情報等を収集し、学校、児童、生徒、保護者に伝えたいと思います。

3番目には、水難交通事故等の防止のために各小中学校に早急に集会を開催するよう指示し、また10月5日に校長会がありますので徹底を図るよう指示するつもりであります。

4番目には、本市が地域ぐるみで学校安全の委託を文科省から受けておりますので、これを早く組織致しまして、地域と連携協力して児童生徒の安全を守るように意識の向上を図ってまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（赤平末次郎） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布してあります。

先ほど議会運営委員長の報告のとおり、先決議案ですが本日の日程の最後に取り扱いを致しますので、発議第16号は1番最後に行います。

【日程第2、同意第14号 人権擁護委員候補者の推薦について】

○議長（赤平末次郎） 日程第2、同意第14号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題と致します。

議案の朗読は省略致します。

本案について提案理由の説明を求めます。石川市長。

○市長（石川光男） 改めておはようございます。

それでは、同意第14号についてご説明を申し上げます。

同意第14号、人権擁護委員候補者の推薦について。

下記の者を人権擁護委員の候補者に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

記

住 所 潟上市昭和大久保字北野白洲野58番地の2

氏 名 高橋悦子

生年月日 昭和18年8月5日

平成17年9月13日提出 潟上市長 石川光男

提案理由でございます。平成17年12月31日付けで人権擁護委員の舘岡久氏が任期満了となるので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を聞いて候補者を推薦しなければならない。これが提案理由であります。

舘岡さんについては再任の方をお願い申し上げましたが、ご本人からは年もいっているし、後任に道を譲りたいということでありましたので、同じ昭和地区の高橋悦子さんを推薦したいと。

高橋さんの略歴については皆様のお手元にお配りしてありますが、高橋さんは旧昭和町の役場職員として、また最後は旧昭和町の社会福祉協議会の事務局長という経歴でありますので、人権擁護委員として適任であるところだと思いますので、どうか議員各位のご理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（赤平末次郎） これより同意第14号について質疑を行います。質疑ございません

か。

(「なし」の声あり)

○議長(赤平末次郎) 質疑がないようですので、質疑を終了致します。

これより同意第14号について採決致します。本件は、これに同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(赤平末次郎) ご異議がないようですので、したがって、同意第14号は同意することに決定致しました。

【日程第3、議案第40号 平成17年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計への繰り入れについて から 日程第11、請願・陳情について】

○議長(赤平末次郎) 日程第3、議案第40号から日程第11、請願・陳情についてまでを一括議題と致します。

議題の朗読は省略致します。

【日程第12、各常任委員長の報告】

○議長(赤平末次郎) 日程第12、これより委員会報告を行います。

付託されておりました各常任委員会の所管部分について各常任委員長より、これまでの審査の経緯と結果について報告を求めます。

それでは初めに総務委員会の報告を求めます。37番、小林総務委員長。

【総務常任委員長の報告】

○総務常任委員長(小林友明) おはようございます。

平成17年9月定例会におきまして、総務常任委員会に付託になりました事件につき、委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

委員会は平成17年9月20日に開催しております。出席の委員は全員であります。付託事件説明のために出席した方々は、総務部長、企画部長、議会事務局長ほか関係課長であります。記録者には総合政策課総合政策班課長補佐、村山君を指名致しております。

委員会は、午前10時に開会致しましたが、議案に関係ある下虻川財産区有地の墓地側道の工事箇所と天洋跡地の工事箇所をあらかじめ現地視察を致しました。その後、午前11時6分に委員会を再開致しております。

議案第41号、平成17年度潟上市一般会計補正予算(案)について、総務常任委員会関連予算の審査内容の主なものをご報告申し上げます。

歳入については、9款1項1目地方交付税の普通交付税について、交付額決定後の留保財源はいくらかという質問に対しまして、2億2,787万3,000円が留保されているという回答がございました。

歳出については、11ページ2款1項5目財産管理費の11節需用費の修繕料が看板等の修繕費である旨の説明がありましたが、今後もまだ直さなければならない看板等が残っているかと質問があり、スカイタワーのマークや小さい看板等が残っているが、詳細な金額については今後精査するという回答がございました。

13節アスベスト調査委託料については、市全体としては28施設となっておりますが、財政課関係の施設としては3施設の予算を計上しております。ほかの施設は教育委員会関係施設となっております、教育委員会の予算に計上している旨の説明がございました。

6目企画振興費の行政改革推進委員会は、潟上市の重要な役割を果たしていく委員会なので、地域バランスや民間企業等から専門的見識のある委員を選出し、市民の意見が届く委員会にしてほしいという旨の要望がございました。

17目合併記念事業費については、開催期日と番組の内容について質問がございました。

NHKが主催をし、天王総合体育館で行う「ハロー・フロム・アキタ」については、11月5日、土曜日に開催され、海外向けの収録と国内向けの収録がそれぞれ1時間ほどあり、ゲスト歌手2、3名と地元のゲストとして特産品や地域芸能等を披露してくれる方の出演を予定しており、その謝礼や看板、PR用チラシ、臨時駐車場の仮設委託料を計上しているという説明がございました。

また、12月補正で合併記念式典にかかわる予算を計上する旨の説明がございました。

議案第41号、平成17年度潟上市一般会計補正予算（案）総務常任委員会関係予算（案）については、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第48号、平成17年度潟上市下虻川財産区特別会計補正予算（案）については、現地の確認と、下虻川財産区の財源を充当し、工事を進めることから、全会一致をもって原案どおり可決するものと決しまして、午後0時20分に閉会を致しております。

以上申し述べて、総務常任委員会の報告と致します。どうもありがとうございました。

○議長（赤平末次郎） 総務委員長の報告が終わりました。

ただいま総務委員会委員長より報告がありました議案第41号、平成17年度潟上市一般会計補正予算（案）について質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（赤平末次郎） 質疑がないようです。

この会計の補正予算については、各常任委員会にそれぞれ審査を付託しておりますので、採決は後で行います。

暫時休憩致します。

午前10時25分 休憩

.....
午前10時25分 再開

○議長（赤平末次郎） 会議を再開致します。

次に、議案第47号、平成17年度潟上市下虻川財産区特別会計補正予算（案）について質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（赤平末次郎） 質疑がないようですので、討論は省略致します。

次に、社会厚生委員会の報告を求めます。25番佐藤社会厚生委員長。

【社会厚生常任委員長の報告】

○社会厚生常任委員長（佐藤忠悦） 平成17年度9月定例会、社会厚生常任委員会に付託された議案につきまして、委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

議案の審査に先だちまして、午前10時より現場視察を行っております。JR出戸浜駅のトイレ、防犯灯の設置箇所である県立大学前の追分西18号線、飯田川のふれあいの家。それから特別養護老人ホーム「わかば園」。この4か所を視察しております。

委員会は17年9月20日、この現場視察を終えてから開催しております。委員会は鎌田久委員が欠席し、他委員は全員出席しております。付託事件の説明のため出席した者は、市民生活部長、福祉保健部長、他関係課長であります。書記には、飯田川庁舎総合窓口センター、田仲拓也君を指名しております。

最初に議案第41号、平成17年度潟上市一般会計補正予算（案）について申し上げます。

委員から、乳児養育支援金の申請はどのようになっているのかとの質問があり、3庁舎の総合窓口センターで出生届を提出した際に、福祉医療受給者であれば対象となりますので、そのときに申請をしていただくこととなります。今回の対象者は、平成17年4月2日以降に生まれた方です。通知を出して申請していただくようにしております。申請は各3庁舎の総合窓口センターで行うことができます、との答弁がありました。

次に委員から、防犯灯の設置する間隔はどれくらいになっているのかとの質問があり、

道路延長1,300メートルに200ワット3基、100ワット10基の13基の防犯灯が設置する予定となっております。したがって、設置間隔は100メートル間隔です、との答弁がありました。

さらに防犯灯の設置について、地域等からの要望があったのか、との質問であります。地域住民の方々からの要望もありましたが、県立大学生の通学路にもなっていることから、県立大学からの要望もされております、との答弁がございました。

次に委員から、出戸浜駅のトイレの設置はJRで設置することはできないのか、との質問がございました。JRの説明によれば、列車利用者に対しては列車内のトイレを利用していただけなのでサービスの低下にはならない、とのこと。列車利用者以外の方もトイレを使用するのであれば、JRとしてはトイレの設置はできない、とのことでした。また、各無人駅や委託駅も含めて、トイレの設置についてはJRでは行わない旨の説明があったため、地域の方々の利便性を考慮して、用地の無償貸与を受けた中で、市単独で設置することになったものです、との答弁がございました。

次に委員から、騒音測定の測定箇所と測定する理由を教えてくださいとの質問がございました。測定箇所については、天王地区の追分出張所近くの向陽町団地内の公園と出戸幼稚園近くのむつみ団地内の公園の2か所となっております。この2つの地域は、県によると第1種低層住宅専用地域に指定されているため、騒音測定が義務づけられているものです。昨年度まで毎年実施しておりましたが、今年度については環境基本計画の策定を予定していたため、その基本計画の基礎調査の中で実施する予定でしたが、環境基本計画の策定が来年度まで延期になったことに伴い、騒音測定だけを例年どおり単独で実施するものです、との答弁がございました。

次に委員から、防災行政無線の未設置地区に対する対応についてのどのような状況になっているのか教えていただきたいとの質問がありました。昭和、飯田川地区に設置するため、基本設計委託料を今回の補正に計上しておりますが、消防庁の補助事業について国の三位一体にかかわるものとして補助制度見直しの可能性もある旨の情報を、県総合防災課よりいただいておりますので、事業の財源確保の観点から補助制度にかかわる情報収集のため、県との連携を深めながら進めていきたいとの考えであります。

また今後の予定ですが、来年度当初予算で実施設計費を計上し、来年6月補正で工事費を計上したいと考えております、との答弁がございました。

以上、本案は慎重審議の結果、全員一致をもちまして原案どおり可決すべきものと決

定致しました。

次に、議案第42号、平成17年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（案）について申し上げます。

委員から、医療費適正化特別対策事業費の印刷製本費の用途は、との質問があり、市民の皆さんの国民健康保険事業へのご理解を得るために配布致しますリーフレットの印刷費であります、との答弁がございました。

次に委員から、医療費通知書作成委託料の金額が組み替え前から約100万円の増額になっているその理由はとの質問がございました。それに対して、医療費通知書の発送件数が当初より増加したためです、との答弁がございました。

以上、本案は慎重審議の結果、全員一致をもちまして原案のとおり可決すべきものと決定致しました。

次に、議案第43号、平成17年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（案）について申し上げます。

委員から、施設入所の待機者が300人いるとのことですが、今後の市の対策の方向性について伺いたいとの質問がありました。市の介護保険事業は、旧3町が平成15年度に策定した第2期計画に基づき運営しておりますが、今年度が最終年度となっておりますので、現在、第3期計画の策定にあたり市内の担当班長で構成する事業計画素案作成委員会を立ち上げ、今回の介護保険法の改正や介護保険サービスの供給体制の確保等について調査検討を重ねております。この後、市民の皆様の意見を反映するため、公募委員等で構成する介護保険事業計画策定委員会を設置して第3期事業計画の策定に着手してまいります。給付の増加が被保険者の保険料の負担に与える影響も十分考慮し、均衡のとれた形で在宅サービス及び施設サービスの基盤を進めなければならないと考えております、との答弁がございました。

以上、慎重審議の結果、全員一致をもちまして原案のとおり可決すべきものと決しております。

次に、陳情について申し上げます。

陳情第3号、社会保障制度の抜本的改正を求める意見書採択に関する陳情書につきましては、具体的な内容に欠けていると思われるので、全員一致をもちまして趣旨採択と決定致しております。

次に陳情第9号、わかば園の増築工事費の助成につきましては、待機者がいる現状で

は市として応援しなければいけないという意見。それから県より補助金の内示が示されてから、あるいは、わかば園からの財政状況を示す決算書の資料を提出してもらってから判断してもいいのではないかと、この意見が出されましたが、採決の結果、採択すべきものと決定しております。

以上をもちまして、社会厚生常任委員会の報告と致します。

- 議長（赤平末次郎） ただいま社会厚生委員会委員長より報告がありました、議案第41号、平成17年度潟上市一般会計補正予算（案）について質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（赤平末次郎） 質疑がないようですので、討論を省略致します。

次に、議案第42号、平成17年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（案）について質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（赤平末次郎） 質疑がないようですので、討論は省略致します。

次に、議案第43号、平成17年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（案）について質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（赤平末次郎） 質疑がないようですので、討論は省略致します。

次に継続審査となっておりました、委員長報告の陳情第3号の社会保障制度の抜本改革を求める意見書採択に関する陳情書について質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（赤平末次郎） 質疑がないようですので、討論は省略致します。

陳情第3号については、社会厚生委員長の報告のとおり趣旨採択とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（赤平末次郎） 異議なしと認めます。陳情第3号については、趣旨採択とすることに決定になりました。

次に、委員長報告の陳情第9号、わかば園増築工事費の助成について質疑を行います。質疑ございませんか。44番堀井議員。

- 44番（堀井克見） 佐藤委員長、ご苦労さまでございました。

陳情受理番号9について、今少しお尋ねを致したいと存じます。

先ほど佐藤委員長から大まかなご説明はあったわけではありますが、今回、今までもそうでありますけれども、少子高齢化が叫ばれて久しいわけで、当然この施設が約300名の待機者がおるということで整備をしていかなきゃならないという客観情勢はよく理解できます。しかしながら、民間の福祉介護施設といえども財政出動を伴うと、いわゆる施設の増築工事に、実際に税金で補助する、助成するということは初めてでありまして、相当用意周到な計画、あるいはまた将来の見通しというものを提示いただいて、その上でないと私ども議決機関として軽々には当然これを良しというふうにはいかないわけでありまして。

しかしながら、ただいまの委員長の説明の中にあっては、県等との説明、あるいは内容等においても今少し見えないところもあったんだけど採択だというふうな説明がありましたので、その辺についてもう1度ですね、全体的な審議の内容、そして今後この種の施設がですね、当然、旧天王・昭和・飯田川にあるわけでありまして、こういう類似したことが発生した場合においては、どういう対応を委員会、あるいはまた議会として取るんだというふうな協議まで及んだのかどうか、そこら辺今後の財政行動のからむ重大なものが、今後に大きな影響を与えるだろうと予測されますので、その点、審議の具体的な内容をあわせて今少しお答えをいただきたいと思います。

以上です。

○議長（赤平末次郎） はい、佐藤社会厚生委員長。25番。

○社会厚生常任委員長（佐藤忠悦） ただいま堀井議員から質問がございました、わかば園の増築工事費の助成についての審査の内容でございますが、現在、約300人の方々が施設の入所を希望しているが空きがなくて待機中となっているのが現状でございます。この方々を早期に入所できるように、市としても採択して応援すべきではないかというご意見とですね、それから県の補助金の内示がまだはっきり決まっていないと。それが決まるまで継続して、12月の採択にしても遅くはないんじゃないかというご意見。それから、わかば園の財政状態を示す決算書などの資料を提出してもらって、その中身を検討してからでも遅くないんじゃないかと、そういうご意見がございました。

しかしながら、これはちょっと条文を調べてみたらですね、継続審査の申し出に対する少数意見の留保をすることができるか、こういう委員会の一般のひとつの条例、規則がございまして、この中で少数意見者は委員会の最終的な意思、可決、修正、議決、否

決ですね、とともに本会議の審議に参考として留保されるものです。継続審査の議決も委員会の意思決定のひとつですが、これは審査延長のための議決手続きですから、少数意見の留保することは認められません。確かに継続審査も委員会のひとつの意思決定ですが、これを議長に提出するときは委員会報告書、標準書式、縣市32、町村91となっています。それで継続審査の申し出を議長に対して提出すると。同じ委員会の議決であっても、審査終了と継続審査とは異なり、継続審査の申し出には少数意見の留保はできませんということになっておりますので、結局、採択か不採択かと、そのどちらかに決定しなければ意見の留保はできないというふうに法、市の規則30ですか、町の90ですか、こういうふうな規定がございます。

したがいまして、採決を致しました。採決の結果、賛成6、継続が4ということで、多数決により採択と決定しております。

以上でございます。

○議長（赤平末次郎） よろしいですか。はい、44番。

○44番（堀井克見） 44番堀井です。

今、佐藤委員長さんの方から直接的に私どもがお尋ねしないことをですね、1番時間を割いていただいて、ご丁寧にお答えをいただいて、その分においては感謝を申し上げたいと思います。そのことを私は問うておるものではございません。

今一度確認をさせていただきますが、300名の待機者があると。待機者がおるから老人福祉介護の整備を図るために民間であるけれども増築をし、そしてそれに応えていくと。応えていくべく経費がかかるから行政としてもフォローしていくと、こういうふうな流れだと思えます。

今少し議論を詰めてまいりたいと思いますが、第3次は、いわゆる当本市としての3期計画を今作成中であると。途上にあるわけです。私どもは、あえて申し上げるならば助成をするなということじゃありません。まさしく福祉の向上のためには必要であればどんどん許される範囲の中でやるべきであります。今、第3期が来年度の春に、あるいはまた春前後に出てくると。それをですね、しっかりと見極めて、必要であるならば財政出動を議会としてもお願いをすると、これがやっぱり筋ではなかろうかなというふうに思います。一方においては、増やすことによって介護保険料というものもアップを招くというふうな背景もございます。ですから、そこらのバランスというものを十分考えながら進めていかなきゃならない。議決機関としての方向づけなり結論を出していく

べき問題であろうというふうに思います。言ってみれば、もう半年ですね、3期計画が少なくとも概ねガイドラインが出てからでも議決機関としての決定、あるいはまた財政出動の勧めというのは留保すべきでなかったのかなと。継続云々ということも後段にありましたけれども、議会の権利として陳情書は十分に継続という処理も与えられておるわけでありますから、そのことについて今少しですね、ご説明をいただきたいと思えます。

以上です。

○議長（赤平末次郎） 25番、佐藤議員。

○社会厚生常任委員長（佐藤忠悦） ただいま堀井議員がおっしゃったとおり、第3次総合計画ですね、その見直し等もございます。ただ、これは助成でございますので、市長の執行権の問題でございます。採択と決定しても財政の事情を見ながら、いつそれをやるかやらないか、それは市長の執行権の問題でございます。仮にこれを採択したからと来年すぐこの予算つけなさいとか、そういう性質のものではないかと思えます。

ただ陳情の趣旨としては、やはり老人、30床の増床をお願いしたいということでございますので、できればやっぱり潟上市としてですね、例えば天王地区・昭和地区・飯田川地区、3つの地区に50床ずつの特別養護老人ホームがございます。しかし今、30床増床したいと手を挙げたのは飯田川のわかば園でございます。ですから、ほかの方が手を挙げたらどうするのかと。しかし、どの施設も潟上市の施設です。早く手挙げたものをね、次に昭和地区が挙げたらどうする、天王地区から挙げたらどうする、そんな意見もございました。しかしながら、これは潟上市のもので全体の地域から考えればですね、どっちが早かろうと遅かろうと300床、300人の待機者がいるのであれば、どこ行ってもいいじゃないかと。そういうことで、これはやっぱり採択すべきものと。それからはっきり言えば、くどいようですが、助成金につきましては、これはあくまでも市長の権限によるものだということで採択は採択。時期まで限定したものではありません。

以上です。

○議長（赤平末次郎） いいですね。はい、堀井議員。

○44番（堀井克見） そうすれば、3回目になりますからこれで終わりたいと思えますが、どうも私どもが質問をお願いしている部分と委員長さんの答弁が今少しかみ合っていないなど、私の印象ですけれどもね、あります。例えてみれば、300人の待機者がおると。30の部分を増やすと、ベッドをね。しかしながら、必ずしも30を増やしても潟上

市の待機者が優先して入られるという、おそらく理由にはならないはずです。少なくとも、そういうふうなことを見た場合において、施設に30人増えるということは、潟上市全体の介護保険料の負担のアップにつながるということ。そして、少なくとも将来の見通し、いわゆるビジョンというものが第3期計画で現れてきたときに、なおかつ無理無駄のないような対応ができる、そこまで待てなかったのかなということを申し上げたいわけでありませぬ。

併せて、執行権は市長が判断して執行することであって、あとはいざ知らずという感じにとれるわけでありませぬが、少なくとも議会がきちっとチェック機関として財政全体、行政全体を考えて議会が決定するということが当局としても非常に重い受け止めをせざるを得ないという背景があるわけで、私どもは議決機関として決めることは決めるんだけれども、執行権は市長に戻るんだから、そちらの判断でどうぞというふうなものではないということを私ども申し上げておきたいと思ひます。

以上で質問を終わりたいと思ひます。あえて答弁はいりませぬ。

○議長（赤平末次郎） 答弁はいらないそうですから、ほかに質疑ございませぬか。はい、番号はつきり言ってください。46番。

○46番（藤原典男） どうも委員会の審査、ご苦勞様でございませぬ。この種の問題については、まず民間でありながら福祉、社会福祉施設ということで市も大きくかかわってくることになりませぬけれども、この工事、これから始まるいろんな施設に対する工事費の助成についてですな、市の条例ではどの程度まで額が可能なのかということも含めて審査したのかどうか、そこら辺をちょっと聞きたいと思ひます。

○議長（赤平末次郎） 佐藤委員長、25番。

○社会厚生常任委員長（佐藤忠悦） 確かに先ほど堀井議員も言ったとおり、介護保険料のアップにつながる問題であるから慎重にやっぱりやるべきだと、そういうご意見もございませぬ。それから助成の額もですな、市が例えば5%か10%か、それも今は現在基準がございませぬが、将来はやっぱりそのことも決めなけりゃいけないだろうという、これは委員会の中でそういう話はございませぬ。ただ、具体的に何パーセントとか、これにつきましては、これは後で市の方で決める、市議会の方で決めることとございませぬ。

以上です。

○議長（赤平末次郎） いいですか。はい、藤原議員。

○46番（藤原典男） まだ市の段階では何パーセントの助成かという条例がないという

答弁ですね。だとすれば、次の議会までにかかって条例を整備するなどのような附帯意見も、私はつけなくてはいけないと思うんですよ。そういうことも含めて採択という結論に至ったわけで、これはちょっと難しい判断になると思いますが、委員会の意見としてまず述べてもらいたいと思います。

以上です。

○議長（赤平末次郎） 答弁必要ですか。はい、佐藤委員長。24番。

○社会厚生常任委員長（佐藤忠悦） 補助金を何パーセントにするかですね、その中身までは委員会としては入る権限はないと思います。それは、いずれそれを決定する機関で決定されることであって、我々委員会がそれに対して何パーセントにしてくださいとか、委員会としてはそういう要望を出すという考えはございません。

以上です。

○議長（赤平末次郎） はい、46番。

○46番（藤原典男） 私の言った意味は、条例としてね、委員会が市に注文するべきじゃないかと、ちゃんとした条例をつくっていくべきじゃないかというふうなことを言ったわけです。

以上です。

○議長（赤平末次郎） はい、6番菅原議員。

○6番（菅原 勉） ちょっと参考までにね、ここに…。

○議長（赤平末次郎） 補足説明ですか。

○6番（菅原 勉） 補足です。

堀井議員と似ているんですけども、最終的には、委員会としては採択ということで6人、継続が4人となりましたけれども、私も継続の1人です。なぜそういう形になったかという、今いろんなお話しありましたけれども、やはり予算が伴う、これはわかば園に限らず昭寿苑、くらかけの里、次から次と老朽化しているという経緯はありまして、予算を執行するにあたり、委員会で決まったことをやはり当局にそのまま丸投げするということは果たしていいのかどうか、こういうことが1番の課題になりまして、委員会でもずいぶん紛糾しました。そういう意味では、むしろ市長さんとかそういう方のご意見を賜ってから、委員会では、継続、あるいは採択するべきじゃないかと、こういう話をした経緯がございます。

そういう意味で、やはり市内の施設が1か所であれば要望も1つですけども、3か

所あるということで、例えば30床ずつ3か所であれば90人とこういう状態になるし、だから3%とか5%とか予算の上限を求めてやるべきじゃないかと、委員会の中でお話ししたわけでございます。そういう意味では、今回、賛否をとる前に、市長さんのご意見を参考にお伺いすれば大変助かると、このように考えております。

以上です。

○議長（赤平末次郎） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（赤平末次郎） ほかに質疑がないようですので、質疑はこれにて終了致します。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（赤平末次郎） 討論なしと認めます。これで討論は終了致します。

陳情第9号については、社会厚生委員長の報告のとおり採択とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（赤平末次郎） ご異議なしと認めます。よって、採択することに決定致しました。次に、産業建設常任委員会の報告を求めます。嶋田産業建設委員長。

【産業建設常任委員長の報告】

○産業建設常任委員長（嶋田満雄） それでは、会議規則第102条の規定によりまして、当産業建設委員会に付託されました事件の審査についてご報告致します。

当委員会は9月20日1日間、開催してございます。

出席委員は12名、欠席委員は、所用のため大澤一義委員です。午後からは鑑仁志委員が所用のため欠席を致しております。議案説明当局の出席者は、産業建設部長のほか関係課長でございます。記録者には、都市整備課都市計画班課長補佐、鈴木為彦君を指名しております。

それでは、当委員会に付託されました議案並びに陳情等について、審査の経緯と結果についてご報告致します。

最初に議案第40号、平成17年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計への繰り入れについてでございます。

委員から、全体計画につきましての質問があり、当局から、本事業の全体計画は農業集落排水事業、公共下水道事業の計画区域内の家屋を対象として、昭和地区約200戸、

期間は平成25年の予定との答弁でございました。

以上の質疑応答の後、全会一致をもちまして原案のとおり可決すべきものと決定致しております。

次に、議案第41号、平成17年度潟上市一般会計補正予算（案）についてのうち、当委員会関連予算（案）について審査内容の主なものについて申し上げます。

委員から、7月に農業委員が改選され、新たな体制になり、一つになった委員会はそのような形態で進められているのかとの質問があり、当局から、農業委員会総会は従来どおり毎月開催致しており、旧天王町方式による農地専門委員会と農政専門委員会を設け、総会時に問題提起などをしております。また、総会終了後には、各委員の地域における問題などを話し合える場を設け、精力的に取り組んでいる、との答弁がありました。

次に、潟上市農地流動化推進助成金が今年度で終了するとのことですが、今後どう対応していくのかとの質問があり、当局から、今後は地域営農集団や生産組織などへ、どのような形で支援していくかが検討課題である、との答弁がありました。

次に、集排30号排水処理調査設計委託料の内容について質問があり、当局から、この委託は流末部の冠水を防ぐため、この地域一帯1万平方メートルの調査を実施し、天王漁港に直接放流することを想定した計画であり、同漁港の背後地を主体とした調査であります、との答弁がありました。さらに委員より、この地域は以前より、降雨時には家屋等への浸水の被害があり、このようなことがなくなるよう、しっかりとした対応を進めてほしいとの意見がございました。

次に、8款4項3目公園費の11節需用費の修繕料180万円は、公園の遊具の修繕費である旨の説明でしたが、その内容について質問があり、当局から、修繕を要する公園は15か所、遊具の数22基との答弁でありました。

以上の質疑応答の後、全会一致をもちまして原案のとおり可決すべきものと決定を致しております。

次に、議案第44号、平成17年度潟上市農業集落排水事業特別会計補正予算（案）について、議案第46号、平成17年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（案）につきましては、慎重審査の結果、いずれも全会一致をもちまして原案のとおり可決すべきものと決定を致しております。

次に、議案第48号、平成17年度潟上市水道事業会計補正予算（案）について申し上げます。

委員より、資本的支出の1款1項4目営業設備費の機械及び装置の153万7,000円は各ポンプ取り替えとありますが、耐用年数が来なくても故障しているのか。また、年次計画で交換していく考えはないのかとの質問があり、当局より、ポンプの耐用年数は15年で、これらポンプは20年以上も経過したものです。また、来年から予算の許す範囲で年次的に取り替えを考えていきたいとの答弁でありました。

以上の質疑応答の後、全会一致をもちまして原案のとおり可決すべきものと決定を致しております。

次に、陳情について申し上げます。

陳情第7号、生活道路の整備舗装について申し上げます。

委員から、現地視察を致しまして、幅員が4メートルで隅切り等がない状況であり、継続にすべきという意見がありました。また、旧昭和町の議会においては例がなく初めてのケースでもあり、他にもこのようないか少し時間をいただき精査をし、今後の審査の方向づけをした方がよいということから、長引かない程度に継続とすべきとの意見がございました。これに対し、袋小路でもなく一巡でき、条件的には多少問題がありますが、市民生活の利便性に寄与するためにも市道に認め、整備に関しては市の執行権の問題であり、議会として市民の要望をかなえていくべきであり採択すべきであるとの意見がございました。

以上、本陳情について慎重審査の結果、賛成多数で継続すべきものと決定を致しております。

次に陳情第8号、市道編入について申し上げます。

委員から、幅員が6メートルで舗装等の整備がされており条例的には支障がなく、採択すべしとの意見がありました。

以上、本陳情については慎重審査の結果、全会一致をもちまして採択すべきものと決定致しております。

なお、9月20日付で議長より審議の依頼がありました、「秋田県種苗交換会」潟上市招致及び審査の件について申し上げます。

議会運営委員会の結果を踏まえ、当委員会において審議致しました結果、全会一致をもちまして招致要望決議いたすことを決定致しております。

以上をもちまして産業建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（赤平末次郎） ただいま産業建設委員会委員長より報告がありました、議案第40

号、平成17年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計への繰り入れについての質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(赤平末次郎) 質疑がないようですので、討論は省略致します。

これより議案第40号について採決致します。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(赤平末次郎) ご異議がないようです。したがって、議案第40号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第41号、平成17年度潟上市一般会計補正予算(案)について質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(赤平末次郎) 質疑がないようですので、討論は省略致します。

次に、議案第44号、平成17年度潟上市農業集落排水事業特別会計補正予算(案)について質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(赤平末次郎) 質疑がないようですので、討論は省略致します。

次に、議案第46号、平成17年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計補正予算(案)について質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(赤平末次郎) 質疑がないようですので、討論は省略致します。

次に、委員長報告の陳情第7号の生活道路の整備舗装についての陳情書について質疑を行います。質疑ございませんか。46番藤原議員。

○46番(藤原典男) 46番です。

蒲沼の生活道路の整備というふうなことで、陳情の理由としては大雨が降ったときに大変洪水状態になって通行不能になることから道路整備をしていただきたいという陳情の内容ですが、現地も視察したようですけれども、肝心なのは本当に大雨のとき、どういう状態になるか、そのときに見るのが私は必要だと思うんです。委員会では、今度こういう状態を見に行こうとか、そういう申し合わせしたのかどうかということね。その状態を見なければ、やはり住民のちゃんとした気持ちというのはわからないと思うので、

その辺、現地視察したときはおそらく晴れていたと思いますけれども、大雨になったときに行こうということまで話し合われたかどうか、そこら辺をお聞きしたいと思います。

○議長（赤平末次郎） 嶋田産建委員長。

○産業建設常任委員長（嶋田満雄） 藤原議員にお答え申し上げます。

当産業建設委員会では、大雨降ったときに現地視察するというような話題にはなりませんでした。

以上、ご報告致します。

○議長（赤平末次郎） よろしいですか。はい、46番藤原議員。

○46番（藤原典男） じゃあ、必要ではありませんでしょうか。一言お願いします。

○議長（赤平末次郎） 嶋田委員長。

○産業建設常任委員長（嶋田満雄） 市民のことを考えれば必要と思いますけれども、委員会では話題になりませんでしたので、そのとおりでございます。

それでは補足を、16番の佐藤副委員長からさせていただきます。

○議長（赤平末次郎） はい、16番佐藤議員。

○産業建設常任副委員長（佐藤義久） 私ども継続した経緯におきましては私の発言もありましたので、ご説明しますが、地籍の部分で角地がまず隅切られていない。現状は砂利道でした。それから道路が不動産屋さんの所有です。それから空地が2つあります。この空地の所有者は誰なのかは聞いてもわかりませんでした。この空地がまだ不動産屋さんの所有だとすれば、市が道路をもらって整備して付加価値を高めるというような状況にならないかということも私自身念頭に置いております。それから、雨水がたまって、側溝もないし、それから流れていく先もないような状況ですので、条件整備と、そういう書類等をもう少しはっきりしてほしいと。さっき委員長からお話しありましたように、時間をかけないで処理していきたいということです。

以上です。

○議長（赤平末次郎） ただいまの説明でいいですね。

ほかに質疑ございませんか。24番伊藤議員。

○24番（伊藤 博） 陳情第7号について質問致します。

先ほど委員長の報告にありましたように現地視察をされて、この道路は、幅4メートル、隅切りがないということで、委員長のご報告にあったように昭和には例がなく初めでのケースであるという趣旨はよく理解できません。ほかに例がないか調べるという

ことであります、この陳情に関しましては地域住民から生活道路として必要だという陳情でありまして、この陳情書を見ますと、陳情者の名簿、あるいは寄附採納者の名簿が揃っているわけでありまして、空地があるということで、それが付加価値を高められないかという今副委員長のご報告もありましたけれども、それは計画を進めていく段階で執行権で行っていく条件で、ここで陳情に出されている住民の生活道路としての要求というものを、議会がどう判断してどのように考えるか、まず委員会の質疑の中で、生活道路というものがどういうふうな基準でどう判断されるかという議論にどう至ったのか。それについてどのような意見が出たのかということをお伺いします。

それから、長くない程度の継続、長くない期間の程度と言いましたか、その程度の継続ということは、議会の陳情審議にどういう意味があるのか。その言葉の内容も教えてくださいたいと思います。

さらにもう1点、委員会の中では少数意見の留保がされたというふうなことも伺いましたけれども、その点について少数意見の留保があったのか、その内容はどうか、3点についてお伺いします。

○議長（赤平末次郎） 嶋田委員長。

○産業建設常任委員長（嶋田満雄） 伊藤議員にお答え申し上げます。

当委員会では、生活道路は大変だなということは現地で話をしております。

しかしながら委員の中から、後ろの方、現地視察した方でなければわからないと思いますけれども空地がありまして、そこがよしあしとか草原の状態です。これは当局の方にお伺いしたところ、どこの持ち主だかも知らないというふうな答弁でございました。佐藤委員よりも隅切りがないし、生活道路ということは重々承知だけれども、これは継続すべきではないかと意見がありました。

それから奈良委員の方からは、旧昭和町の方ではこういう例がないと。だから、もう少し天王さんのところをいろいろと精査をして、長引かなくてもいいから、それからでも認めていいんじゃないかと。だから、このたびは継続審査にした方がよろしいという話でございました。

それから今伊藤委員より少数意見の留保という問題がありましたけれども、そこで一言申し上げますが、先ほど25番の佐藤委員長さんの方からもお話しあったようですけれども、継続審査の場合には少数意見の留保というのは標準書の規則により、これはできないと、このように法的根拠でこういうふうに乗ってますので、もしどうしても必要で

あるならば継続審査の申し出を委員会の委員長を通して、議長に継続審査の留保をお願いすると、口頭1番最初に話した方が議長に委員長を通して少数意見を申し出るようになっております。

以上でございます。

○議長（赤平末次郎） 24番伊藤議員。

○24番（伊藤 博） 少数意見の関係につきましてはわかりました。ただ、継続審査の留保ということは何のことかよくわかりませんが、この生活道路として陳情があがっているわけで、先ほど雨水の問題を藤原議員も申し上げましたけれども、単に雨水だけではなくて、これは冬期間になりますと除雪の問題も出てくるわけです。周囲に家があって空き地もあるということですから、その雨水対策、あるいは除雪対策、そういうものから広範に考えて、住民が陳情している内容について、継続ではありますけれども、もう少し具体的にどこまで内容を詰めて、それでどこが不十分で継続にしたのか、もう一度ご説明をお願いします。

○議長（赤平末次郎） 16番佐藤副委員長。

○産業建設常任副委員長（佐藤義久） 先ほども申し上げましたが、まず道路の所有が不動産屋さんで、市内の業者でございます。それから未整備状況と言わざるを得ません。砂利道です。住民の苦渋は大変わかります。しかし、こういう状態で舗装しない、簡易舗装もされてない、雨水がたまる、開発業者さんはああいった状況でみな市に寄附する、ということになると大変だという判断をせざるを得ません。それから図面上ではといたしますか、地籍図になっておりますが、内角、現状では隅切っておりますが、いずれも変形です。車の回り具合は非常に困難な状態でした。それから、1番最後の方の2つの63番の土地だと思います…63のちょっと見えませんので、67とか63だと思います。この現状は空き地です。これがもし、聞いてもわかりませんでしたので、不動産さんの所有地であれば、業者に整備して付加価値を高めるに過ぎないような状況も考えました。それから、本道よりも、この住宅地の道路が3、40センチではきかないぐらい下がっております。雨水が流れていくのはよくわかります。健全な不動産屋さんですから、その放流先まで考えた計画をされておればなということですので、まず隅切り角地の地権者からその部分の寄附採納とその書類整備をしてほしいというお願いをしたところであります。

（「議長、議事運営について」の声あり）

○議長（赤平末次郎） はい、堀井議員。

○44番（堀井克見） 私どもも…。

○議長（赤平末次郎） ちょっと待ってください。議事進行についてですか。

○44番（堀井克見） 議事の進行についてです。

○議長（赤平末次郎） はい。

○44番（堀井克見） 今、所管の委員会ですから私どももね、産業建設ですから、本来であれば発言の機会がないわけで、するつもりもありませんが、嶋田委員長の答弁は所管委員会としての協議の範囲かなと容認できますが、補足説明の佐藤議員の答弁は、私的な思い、少なくとも委員会の質疑をです、逸脱した内容で答弁されています。明白です。ですから、このことについての整理をしたいと思いますので、暫時休憩をお願いします。

○議長（赤平末次郎） 暫時休憩致します。

午前11時20分 休憩

.....
午前11時28分 再開

○議長（赤平末次郎） 会議を再開致します。

先ほどの答弁について、伊藤議員、24番。

○24番（伊藤 博） 委員会の意見というものはわかりました。ただ先ほど言いましたように、地域住民が生活に必要なということで生活道路の陳情をしているわけです。その辺の意味をよく議会は汲み上げて、生活道路としての意味合いを考えて採決をしていかなければならないと思います。

ましてや、先ほど副委員長がおっしゃったように道路寄附採納者が不動産屋でとか、次から次と悪質な砂利道が寄附されたんじやたまらないとか、そういうふうな意見は暴言であります。これは、いくら土地の所有者がどうであれ、地域の住民が生活道路として使っている以上は、議会としては汲み上げなければならないことだと思います。それが汲み上げられない理由があるのであれば、きちんと住民の方にも説明が必要だと思います。また、市道に組み入れられるということになれば、道路台帳に編入されて、これは地方交付税算入の基礎的な数字になります。そういうことも考慮された上での……。

○議長（赤平末次郎） 静粛に願います。

○24番（伊藤 博） そういうことも考慮された上での陳情処理をしていただきたいと

思います。最後に委員長に対して、このことについてご感想をお伺いします。

○議長（赤平末次郎） 嶋田委員長。

○産業建設常任委員長（嶋田満雄） 私は感想とかを述べる立場ではございません。委員会の中で慎重審議をした結果、各委員より申し出があり、それを報告したまでであります。市民のことは十分に私も各委員も承知しているはずでございます。その中での審議でございます。付託された議案でございますので、慎重審議をして現地視察をして、なおかつ現地で、雨水については地下浸透と、そこまで説明を受けております。U字溝もない、何もなし、すべてが地下浸透という、そういう説明でございます。そしてなおかつ、この後ろの持ち主は誰ですかと聞いても、当局では知らない。そのようなことでは、やはり委員会としては31番の奈良委員が言うように、もう少しそういうところがないか精査をして、それからでもいいんじゃないかというのが、私はこれが一番良いことではないかなと、そういう私の判断もあります。市民のことに關しては、これは当然やらなければいけないということはみんな自覚しておりますが、やはりそこに行く前にはきちんと順序を立ててやっていくのが筋であります。

以上でございます。

○議長（赤平末次郎） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（赤平末次郎） 質疑がないようです。質疑は終了致します。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（赤平末次郎） 討論なしと認めます。これにて討論を終了致します。

陳情第7号については、産業建設委員長の報告のとおり継続とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（赤平末次郎） 異議なしと認めます。陳情第7号は、継続とすることに決定致しました。

次に、産業建設委員長報告の陳情第8号の市道編入についての陳情について質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（赤平末次郎） 質疑がないようですので、討論は省略致します。

陳情第8号については、産業建設委員長報告のとおり採択することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(赤平末次郎) ご異議なしと認めます。よって、陳情第8号は、採択することに決定致しました。

次に、文教委員会の報告を求めます。50番阿部文教委員長。

【文教常任委員長の報告】

○文教常任委員長(阿部幸甚) 平成17年度9月定例会で文教常任委員会に付託されました事件につきまして、経過と結果についてご報告申し上げます。

委員会の開催は、9月20日に開催しております。

出席委員は全員でございます。また、付託事件説明のために出席した方々は、小林洋教育長をはじめ各関係課長でございます。記録者には、総務学事課の塚本光さんを指名しております。

最初に議案第41号、平成17年度潟上市一般会計補正予算(案)のうち、文教常任委員会関連予算(案)について申し述べたいと思います。

委員からは、教育関係施設のアスベスト調査は20施設、41か所で、今年度は終わりか。また、調査する施設のうち学校関係施設はどのくらいあるのかとの質問があり、当局から、アスベスト調査に関しては教育委員会職員が調査した範囲で、この後、分析調査をしてもらう予定となっている。学校関係で調査する施設は、小中学校4校と幼稚園・保育園の3施設となっている、との答弁でございます。

次に委員からは、元木山陸上競技場公認更新整備工事についてご質問がありました。公認大会が年に何回くらい実施されているのか。それ以外で一般にどれくらい利用されているのか。公認更新のとき必ずこのような工事が必要になってくるのか。現在の元木山陸上競技場は排水に問題があり、改善されるのかとの質問がありました。

当局から、公認大会については平成16年度の実績で5回実施している。そのほかの利用は、サッカーやラグビーのスポーツ少年団と陸上関係団体の使用などである、という答弁でございます。また、公認更新時の工事の必要ですが、公認を受けている競技場がこの付近では元木山しかないという重要性を考えると、公認の陸上競技場は必要であろうと考えている。排水関係については、舗装工で正面の高さを均一にして表面排水ができるよう措置する予定で、高低についても十分配慮したい、との答弁がありました。

次の委員からは、下虻川公民館と飯塚児童館の建築工事について、地元住民に対してどのぐらい説明をしたのか。完成後の管理はどのような方式を採用するのかとの質問があり、当局から、下虻川公民館と飯塚児童館の改築にあたり、地域代表者会議を4回実施している。昨年度、天王地区に建てられた集会所の現地視察も行い、できるだけ住民の多くの声を反映させるように配慮したつもりである。完成後の管理方式については、飯田川の関連等もあることから、全体を見て新年度から潟上方式にしたいと考えている、との答弁がありました。

また、委員会審査の途中でございますが午前11時から12時10分まで現地調査を行っております。1つは、元木山陸上競技場。2つ目は、追分小学校体育館。3つ目は、天王地区に新しくできました緑町集会所を現地調査を行っております。

以上の質疑応答の後に採決した結果、本案は全会一致をもちまして原案のとおり可決すべきものと決定致しました。

次に陳情第10号、義務教育費国庫負担制度の堅持についての陳情書について申し上げます。

本陳情書については、現在、中央教育審議会で議論している最中でもあり、国の結論を待ってから審議してもよいのではないかとの意見が多数を占め、継続審議とすべきものと決定し、午後1時40分に閉会を致しております。

以上でございます。

○議長（赤平末次郎） ただいま文教委員会委員長より報告がありました、議案第41号、平成17年度潟上市一般会計補正予算（案）について質疑を行います。質疑ございませんか。40番嶋田議員。

○40番（嶋田満雄） 文教の委員長に4点ほどお伺いを致します。

補正の10款3目の15節、その中の工事請負費についてお伺いを致したいと思います。

本定例会に配布されております、この平面図でございますけれども、これは基本設計であるのか、それともこの仕事に係る実施設計であるのか、この平面図についてどのような審議をなされたのかお伺いをするものであります。

去る6月の一般質問の答弁で、「自治会及び公民館の役員と設計担当業者をもって、地域の住民の声を取り入れ、そして利便性に優れた子供から高齢者まで誰にでも喜ばれる施設として17年度中に完成をさせたい」と市長は答弁をされております。誠にありがたいことでございます。

そこで2つ目として、地域の要望を取り入れる機会を、この地域住民にいつどのような方法でもたれたのか。このことについて審議をされておるのか伺います。

また3つ目としては、この配布された平面図が実施設計ならば、地域住民からどのような要望があり、どのような要望を組み入れたのか。地域住民に説明をされたときの設計図はどのようになっておるのか。このことについて審議をされているのかお伺いを致します。

今一つは、両公民館も児童館も建築面積が同じではないのに、工事金額は同額でございます。どのような工事内訳で同額になっているのか、このことについて審議をなされたことと思いますので、どのような内容なのかお知らせ願えればありがたいと思います。

以上でございます。

○議長（赤平末次郎） 阿部文教委員長、50番。

○文教常任委員長（阿部幸甚） 40番の嶋田議員にお答え致します。

1つは平面図の基本設計、実施設計かというご質問でございますが、本委員会ではこの点についてのご質問がありませんでした。

2点目につきましては、住民、地域の要望を取り入れる機会をいつどのような方法でもたれたかということでございますが、先ほど委員長報告でもお話ししましたように4回行っております。7月25日、7月30日、8月4日、9月7日という日程で行っております。

また住民からの要望にどのように答えた建物になっているかというご質問でございますが、この点につきましては、住民の方から初めの代表者会議のときは6名、下虻川公民館の代表6名、飯塚児童館の代表5名ということで当局の方で設定しましたが、2回目の方からもう少し人数を増やして地元の皆さんの声を汲み上げていただきたい。また、同じ建物があるならば、現地を見せていただきたいということで話し合いをされ、その後、人数も増え、現地調査を行い、先ほど本委員会委員長報告で話しましたように緑町の集会所、もう1か所、ちょっと私お名前を忘れたんですが、2か所現地調査をし、皆さんの声を聞いたそうでございます。

その中で1つ、建物があってもやはり物を入れるところが必要じゃないかということで、建物以外に物置きを設けてほしいという強い要望があつて物置きを設けるという内容でございます。

それから面積と金額についてでございますが、この点についても約50坪の建物だそうでございます。その金額も坪50万円という金額が設定されているそうでございます。

以上でございます。

○議長（赤平末次郎） 嶋田議員よろしいですか、ただいまの答弁。40番嶋田議員。

○40番（嶋田満雄） 大体わかりましたけれども、地域代表者会議を4回ほど行っていると。では、今この図面は本当に設計図、実際にかかるものなのかということで、この住民6名、地域の住民というよりも公民館とかそういう方々だけに会議をやって、ここを活用している地域の方々にはどういうふうにしたかということは審議はなかったということでよろしいでしょうか。

それと物置きを設けるということは、この後の問題だと思いますけれども、これはあくまでも前の図面はなくても一発でこれだということで解釈してよろしいでしょうか。

以上でございます。

○議長（赤平末次郎） はい、阿部文教委員長。

○文教常任委員長（阿部幸甚） 40番にお答え致します。

先ほど人数については6人、5名、下虻川6人、飯塚5人と申しましたが、その後人数を増やしまして、下虻川15人、飯塚10人ということで、町内会長、分館役員という肩書きの方々をお願いしていろいろ伺ったそうでございます。

また、それは実施設計なのか基本設計なのかということでございますが、この点については委員会では論議ありませんでした。

以上でございます。

○議長（赤平末次郎） いいですか。

ほかに質疑ございませんか。はい、32番成田議員。

○32番（成田 進） 文教委員長にご質問させていただきますが、先ほどの嶋田議員の質問と関連するわけでございますけれども、下虻川公民館の建築工事、それから飯塚児童館の建築工事、合わせて6,233万9,000円ほどの計上でございますけれども、これほどの大きな工事、事業について、当初予算でなぜ計上できなくて今9月補正なのか、その辺の経緯についてご説明願いたいと思います。

○議長（赤平末次郎） 阿部文教委員長、50番。

○文教常任委員長（阿部幸甚） 32番の成田議員にご説明致します。

当初予算になぜ盛らなかったかということでございますが、当初予算につきましては当局から設計委託料で年度内に改築を目指して頑張りたいという市長からのご答弁もいただいていることございますので、委員会ではこの点については触れませんでした。

以上でございます。

○議長（赤平末次郎） ただいまの答弁でいいですね。

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（赤平末次郎） 質疑がないようですので、質疑は終了致します。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（赤平末次郎） 討論なしと認めます。これで討論は終了致します。

次に、文教委員長報告の陳情第10号の義務教育費国庫負担制度の堅持についての陳情書について質疑を行います。質疑ございませんか。はい、41番菅原議員。

○41番（菅原俊雄） 文教委員の皆様は非常に教育に明るくて、それなりに検討、審議した中身については尊重していきたいと思います。ただ1点だけお伺いしたいと思いません。先ほどの委員長の説明の中に、中央教育審議会の結論を待ってから、それを尊重するようなお話しがございました。私としては、委員会の中でこの陳情に対して、質疑あるいは審議はどういう内容だったのか、ただその1点だけでないと思います。審議の経緯というか、それをお聞かせ願いたいと思います。

というのは、今、この間、地域の中には中学校の子供たちがこのことに対する陳情書を家庭の方に持ってきたと。大変わかりやすい中身で、出しているところは日本のPTAの連合会のようにございます。PTAの連合会の方々が各学校の、小学校もそうだと思いますけれども、学校の中に、ぜひともPTAの皆さんにお願いしてこれを堅持してもらいたいというふうなことがうたわれております。文部科学省もこう言うております。文部科学省の試算によれば、この制度を廃止して、いろいろな県知事の中には財源移譲という言葉を使っていますけれども、これによれば、40都道府県が現在の国庫負担金額を確保できない、こう言っています。そうすれば大部分の都道府県が義務教育そのものが賄っていけないと言っているわけです。この制度を廃止した場合、あるいはいわゆる財源移譲した場合には、それこそ自治体における財政負担が非常に大きいと。だから自治体の中には財政的に地方交付税の中に入れられれば、このままでは教育の方も削らなきゃならないということで、教育サービスの切り下げというのが非常に大きいんじゃないかと。特に大都市と地方、この格差が大きくなって、山間部とか、へき地の場合には到底子供たちにまともな教育ができないんじゃないかと。この制度ができたのは、何と

しても日本の国民であったらどこにいてもどの子どもみんな平等に教育を受ける、受けさせたい、こういう願いからできたもので、ぜひひとつ文教委員の中で審議の過程というか、そういうものをお聞かせ願いたいと思います。

以上でございます。

○議長（赤平末次郎） 阿部文教委員長、50番。

○文教常任委員長（阿部幸甚） 41番の菅原議員にお答え致したいと思います。

その前に文教常任委員会の活動に大変ご理解をいただきまして、心から感謝を申しますとともに、格調高いご質問をいただきました。本当に敬服をするところでございます。ありがとうございます。

41番の菅原議員からの質問で、もう少し補足したいと思います。質問と重複すると思いますが、文教常任委員会では小林教育長からもご意見を伺っております。ちょっと読み上げたいと思います。「皆さんもご承知のとおり、教育の国庫負担金を廃止して地方に財源を移すということですが、国の方でも中央教育審議会で議論をしている最中であり、国の結論を待ってからこれについて対応してもよいのではないか」というお話しを伺っております。これを踏まえて、各委員の皆さんから「国の動向を見守りながら再度勉強したいという思いです」というお話しがたくさんありまして、今回は継続審査という形をとりました。

以上でございます。

○議長（赤平末次郎） ただいまの答弁で…はい、41番菅原議員。

○41番（菅原俊雄） わかりましたけれども、何か文部科学省の教育審議会のそれを待って云々と。私の言うのは、非常に教育に明るい方がおりますので、そういう方々の、もし審議の中に、こういう意見もあった、こういうような意見もありました、ということがあればそれを伺いたいのですが。

以上です。

○議長（赤平末次郎） 阿部文教委員長。

○文教常任委員長（阿部幸甚） 最初に申し上げたとおりでございますので、ほかにはありませんでした。

以上でございます。

○議長（赤平末次郎） いいですね、41番菅原議員。

ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(赤平末次郎) 質疑がないようですので、討論を省略致します。

陳情第10号については、文教委員長報告のとおり継続とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(赤平末次郎) ご異議なしと認めます。よって、陳情第10号は、継続とすることに決定致しました。

午前中の審議はここまでと致しまして、午後1時まで昼食のため休憩致します。

午前 11時50分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長(赤平末次郎) 午前中に引き続き、会議を再開致します。

なお、25番佐藤忠悦議員より通院のための早退の届け出がございます。

午前中の審議をもちまして、各常任委員会の報告が終わりましたので、平成17年度各会計補正予算(案)について順次採決を行いますので、ご協力のほどお願い致します。

これより議案第41号、平成17年度潟上市一般会計補正予算(案)について、本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(赤平末次郎) 異議がないようです。したがって、議案第41号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第42号、平成17年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算(案)について、本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(赤平末次郎) ご異議がないようでございます。したがって、議案第42号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第43号、平成17年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算(案)について、本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(赤平末次郎) 異議がないようでございます。したがって、議案第43号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第44号、平成17年度潟上市農業集落排水事業特別会計補正予算（案）について、本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（赤平末次郎） 異議がないようでございます。したがって、議案第44号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第46号、平成17年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（案）について、本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（赤平末次郎） 異議がないようでございます。したがって、議案第46号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第47号、平成17年度潟上市下虻川財産区特別会計補正予算（案）について、本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（赤平末次郎） ご異議がないようでございます。したがって、議案第47号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第48号、平成17年度潟上市水道事業会計補正予算（案）について、本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（赤平末次郎） 異議がないようでございます。したがって、議案第48号は、原案のとおり可決されました。

【日程第13、承認第22号 専決処分の承認について（平成17年度潟上市有線放送事業特別会計補正予算）】

○議長（赤平末次郎） 日程第13、承認第22号、専決処分の承認についてを議題と致します。

議案の朗読は省略致します。

本案について提案理由の説明を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長（菅生一也） 承認第22号、専決処分の承認について、ご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成17年 9月27日 潟上市長 石川光男

次のページをお願い致します。

専決処分書

平成17年度潟上市有線放送事業特別会計補正予算を別冊のとおり定めることについて、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分する。

平成17年 9月 5日 潟上市長 石川光男

この専決処分につきましては、去る8月29日、月曜日でございますが、午前11時過ぎの強い落雷によりまして有線放送電話施設の本部局、飯塚分散局及び下虻川羽立2区地域に障害が発生しましたので、これらの修繕に要する費用を専決処分したものでございます。

予算書の方をお願い致します。

平成17年度潟上市有線放送事業特別会計補正予算

歳入歳出予算の総額にそれぞれ179万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,092万7,000円とするものでございます。

4ページをお開きいただきます。

歳入でございます。5款諸収入1項雑入1目雑入179万7,000円の補正でございますが、これは1節雑入でございます。災害共済金179万7,000円でございます。

次に歳出、2款業務費1項業務費1目業務費179万7,000円でございます。これが7節賃金4万4,000円、2人分でございます。

それから11節需用費170万円でございますが、これは消耗品でございます。主に加入者基盤4基分にかかるものでございます。

それから12節役務費2万6,000円につきましては、手数料でございます。

それから14節使用料及び賃借料2万7,000円につきましては、車借り上げ料でございます。

以上でございます。

○議長（赤平末次郎） これより承認第22号について質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（赤平末次郎） 質疑がないようでございますので、質疑を終わります。

これより承認第22号について採決致します。本案は、原案のとおり承認することにご

異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(赤平末次郎) 異議がないようでございます。したがいまして、承認第22号は、原案のとおり承認されました。

【日程第14、発議第17号 「第129回秋田県種苗交換会」を潟上市に招致要望する決議(案)について】

○議長(赤平末次郎) 日程第14、発議第17号、「第129回秋田県種苗交換会」を潟上市に招致要望する決議(案)についてを議題と致します。

議案の朗読は省略致します。

本案について提案理由の説明を求めます。嶋田産業建設委員長、40番。

○産業建設常任委員長(嶋田満雄) それでは私から、第129回秋田県種苗交換会を潟上市に招致要望する決議(案)について申し上げます。

来年平成18年は潟上市制1周年を迎える節目の年であります。第129回秋田県種苗交換会を本市に招致し、関係機関に要望するため別紙のとおり決議するものであります。

提出の理由でございます。

本市に第129回秋田県種苗交換会を招致要望するため、潟上市議会会議規則第14条の規定により決議するものであります。これが、この決議案を提出する理由でございます。

全国に誇れる農業の祭典秋田県種苗交換会は、明治11年9月の第1回以来、今年で第128回目を迎えます。この交換会は、県内地域の農業の発展と振興に大きく指標を与え、歴史をつくってまいりました。

「種苗交換会記録」によりますと、交換会の発足・発展・継承には「石川理紀之助翁」「森川源三郎翁」、そして「斎藤宇一郎翁」の3大人が先覚者として記録され、中でも聖農「石川理紀之助翁」の信条に「寝てみて人をおこすこと勿かれ」と金言を残し、当時の秋田郡山田村(現在の潟上市昭和豊川山田)を本拠に農村を指導し、そして現在の農業の源を創り、その精神は今日に引き継がれ、後世にその偉業が伝えられていくものと確信するものであります。

これまで、本市地域での交換会は、昭和16年・第64回が当時の大久保町・飯田川町で開催をしておりますが、以来64年間にわたり開催されておられません。来年、平成18年でございますが、潟上市制1周年を迎える節目の年に当たり、潟上市議会は議会の意思として、交換会の先覚者「石川理紀之助翁」の地元での開催の実現に向け、第129回秋田

県種苗交換会を本市に招致するため要望するものであります。

以上決議する。

平成17年9月27日 秋田県潟上市議会

以上でございます。

○議長（赤平末次郎） これより発議第17号について質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（赤平末次郎） 質疑がないようでございます。質疑を終了致します。
討論を省略して、これを採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（赤平末次郎） 異議なしと認めます。

これより発議第17号について採決致します。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（赤平末次郎） 異議なしと認めます。したがって、発議第17号は、原案のとおり決定されました。

【日程第1、発議第16号 村井政克議員に対する懲罰の動議の件について】

○議長（赤平末次郎） 日程第1、村井政克議員に対する懲罰の動議の件についてを議題と致します。

地方自治法第117条の規定によって、村井政克議員の退場を求めます。

（21番 村井政克議員 退場）

○議長（赤平末次郎） 動議提出者の説明を求めます。澤井昭二郎議員、26番。

○26番（澤井昭二郎） 発議第16号、懲罰動議

上記の議案を会議規則第152条の規定により提出します。

提出理由を申し上げます。

平成17年第2回潟上市議会定例会第3日目9月16日の21番村井政克議員の一般質問中、市長並びに行政当局に対し、不適切かつ不穏当な発言、表現が複数回ありました。このことは議会の品性と議員の資質を著しく欠くもので、公正な議会運営を混乱させることにつながりました。

よって、村井政克議員の言動は懲罰に相当する。

以上、提出理由です。

○議長（赤平末次郎） 村井政克議員からは、本件について一身上の弁明をしたいとの申し入れはございません。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（赤平末次郎） 質疑がないようですので、これで質疑を終了致します。

お諮りします。懲罰の議決については、会議規則第153条の規定により委員会の付託を省略することができないことになっております。また、委員会条例第6条第2項の規定によって、委員会の定数についても議会の議決が必要でございます。

したがって、本件については懲罰特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（赤平末次郎） 異議がないようでございます。したがって、本件については懲罰特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定致しました。

暫時休憩致します。

午後 1時15分 休憩

.....
午後 1時35分 再開

○議長（赤平末次郎） 会議を再開致します。

お諮りします。ただいま設置されました懲罰特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定によって、委員数は12名、お手元にお配りした名簿のとおり指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（赤平末次郎） 異議がないようです。したがって、懲罰特別委員会の委員は12名で、お手元に配りました名簿のとおり選任することと決定致しました。

なお、委員長には菅原市郎議員、副委員長には菅原俊雄議員が選任されております。それでは審査のため、暫時休憩致します。

午後 1時36分 休憩

.....
午後 4時00分 再開

○議長（赤平末次郎） 休憩前に引き続き、会議を再開致します。

懲罰動議の件について、委員長の報告を求めます。はい、懲罰特別委員長。

○懲罰特別委員長（菅原市郎） 報告を致します。

懲罰特別委員会報告書

正副委員長を指名により選出後、委員会を開催致しました。

会議途中、休憩をとり、委員全員が慎重に審議を致しました。

委員からは、会議を進めるにあたり懲罰動議の提出者から動議の問題点について10項目説明をいただきました。その説明を参考に委員からそれぞれ意見を出していただき、懲罰動議の内容について今一度明確に確認してはいかがかということ。2番目、村井議員からは釈明の余地を残して、それからできないかということ。3つ目、実態を把握して、釈明があってもよいのではないかと。4つ目、市長に対しての発言は、議長の取り消し命令により取り消しされている。その発言以外の発言は、議員の使命として行っている。5つ目、議長の取り消し命令はあったとはいえ、命令された発言を含め行動は残るため懲罰の対象にするべきではない、との意見等がありました。

委員会では、議会は言論の府といわれ、議会においては特に言論を尊重して発言自由の原則を挙げられているとはいえ、発言にあたり自己の発言に責任を持つことが必要であると鑑み、秩序ある発言を望むとのことであります。

採決を行った結果、懲罰を科すべきものではないと決定致しました。

なお、少数意見の留保の申し出がありましたことを付け加えて報告致します。

以上でございます。

○議長（赤平末次郎） 少数意見の留保が伊藤博委員ほか3名から提出されております。

報告願います。伊藤博議員。

○24番（伊藤博） 少数意見報告書を申し上げます。

9月27日の懲罰委員会において留保した少数意見を、次のとおり会議規則第39条の規定により報告を致します。

1. 発議第16号、村井政克議員に対する懲罰動議

2. 意見の要旨

委員会では、動議提出者の出席を求め、問題箇所の説明を受けたが、その内容の詳細検討することなく多数決で結果集約したが、発言内容の不適切、不穏当は明確であり、その内容は別紙のとおりであります。

このことから、村井議員に対しては明らかに懲罰が科せられることが相当と思量する。今後、今回のように議長による議場の秩序保持権の行使が行われないう、議員の発言は起律と秩序を保ち、議会の品位を欠くことなく責任を負うべく意見を致します。

一般質問の中の問題発言について整理を致します。

1つ目、市役所職員の市内居住と緊急時の幹部職員の対応についての部分で、「本市の職員でありながら市内に居住していない職員がおります。これらの職員は、市民税はもちろん市内での経済活動に少なからぬ影響を与えます」という発言に対して、本市職員が本市内に居住しなければならない義務は負っておらず、憲法で居住の自由が保障されており、公務員法にもその規定はありません。よって、この発言は言いがかりとも言えるような内容で、対象職員に対しては不当なものと言えます。

2番目の契約方法の改善については、「潟上市の業者指名において、石川市長はこれまでない特定の業者に対して差別をしたのです」という発言に対して、意見は、差別をしたと断定しており、事実であれば、その根拠を示さなければならない。しかし根拠はなく、市長に対する無礼な発言だと思います。

次に、「何の理由もなく突然指名から除外した」という発言に対し、意見は、業者指名は市長の執行権によるもので、市長は指名選定委員会の審査に基づいて指名することになっている。よって、市長の個人的裁量を加えることは困難である。指名されなかった業者に不服があれば、その業者が法的に申し立てを行うべきであって、議会、議員は市長の執行権侵害につながる行動、言動は現に慎むべきで、特定業者の利害関係について議会で問題視すべきではない。

次に、「1社だけが申し訳程度だけの工事に指名され、あと7つの工事中から除外されたのです」という発言に対し、「申し訳程度の工事」とはどのような工事内容を指すのか。公共工事を内容や落札金額などでランク付けする不謹慎な表現であります。議会、議員は、このような認識を持つべきではないし、このような認識は市民を愚弄する表現であります。また、市長の執行権を侵害することにもつながります。

次に、「業者指名については、地元優先、公平公正でやると言っておきながら、実際は全く逆のことをやっているとしたら、議会は・・・・・・・・・・ではないでしょうか」という発言に対し、「としたら」という仮定的な表現を用いてはいるものの、前後の文脈から見て実際は全く逆のことをやっているとしたら表現であります。全く逆のことと表現できる根拠を示すべきであって、明確な根拠がなければ・・・・・・・・・・との表

現とともに市長への侮辱に値する行為で、謝罪すべき言動といえます。

次に、「今回の指名の仕方を反省し、今後は地元優先、公平公正にやるということをはっきり答弁してください」という表現については、明らかに指名の仕方に反省しなければならないことがあり、市長執務に瑕疵があると断言した表現であります。根拠を示さず、特定業者の利益誘導を図るようなことは議会として、議員として許されない、市民への背信行為であるとともに、市長の執行権への侵害につながる市民への背信行為と、市長執務に瑕疵があると断言した表現は謝罪すべき言動であります。

再々質問の中の発言で、「指名業者についての差別について質問しましたが、市長は反省もなく、誠意のない答弁で逃げまわっている」という表現については、再度根拠なく差別を事実化させた表現があります。反省すべき点を明確にしないまま反省を強要し、「誠意のない答弁で逃げまわっている」との表現は市長に対する侮辱の表現であります。

次に、「指名から外した理由を曖昧にしていますが、市民から見れば市長選挙の際、石川市長あなたに支援しなかった業者を道連れに指名から外したのではないかと解釈しております」という表現については、市長が指名から外した事実の根拠を明らかにせず、「曖昧」とは無礼な表現であります。また、市長選挙で支援しなかった業者を指名から外したという根拠を明確にしてもおりません。

そもそも市長選挙で支援したか、しなかったかをどのような根拠で諮っているのか。それを軽々しく「市民から見れば」という表現は、市民に対して大変な侮辱であります。

こうした無礼、侮辱をもとに身勝手な解釈をしていることは、市民、市長に対し謝罪すべき言動であります。

次に、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・という発言に対し、これは全く言語道断であります。議会の品位を著しく欠き、議員資質の欠如を如実に示す表現であります。さらに市長の名誉を毀損し、市民の名誉も毀損することになりました。加えて、議場の秩序保持に大きく反し、議事停止、議場混乱を招き、現に議長が地方自治法第129条に基づき議場の秩序保持権を行使した言動であります。市民、市長、議会、議員に対し謝罪すべきであり、議会として懲罰を科すべき言動といえます。

次に、「今回の指名の仕方を反省し、今後は絶対に公平に指名することを約束してください」という表現に対し、再度反省すべき点と根拠を示さず、「今後は絶対に」と過去に不公平があったかのように決めつけ、「約束してください」との表現は根拠のない事実と身勝手な個人的憶測、理不尽な答弁への誘導に結びつけるもので、これまた議会

の品性を著しく欠き、市長に対し無礼な表現、このことについては市長に対し謝罪をすべき言動と思われま。

以上10項目にわたって問題箇所の発言を申し添えて、少数意見の報告書と致します。

○議長（赤平末次郎） 報告が終わりました。

この件につきまして質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（赤平末次郎） 質疑がないようですので、質疑は終了致します。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（赤平末次郎） 討論なしと認めます。これで討論を終了致します。

これより村井政克議員に対する懲罰の動議の件についてを採決致します。この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は、村井政克議員に懲罰を科すべきではないとすることです。本件に対する委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（赤平末次郎） お座りください。起立多数でございます。したがって、村井政克議員に懲罰を科すべきではないと可決されました。

暫時休憩致します。村井議員を入場させます。

（21番 村井政克議員 入場）

午後 4時15分 休憩

.....
午後 4時15分 再開

○議長（赤平末次郎） 会議を再開致します。

以上をもちまして、本定例会の会議に付されました事件はすべて終了致しました。

したがって、本日で閉会致します。

ご苦労さまでした。

午後 4時16分 閉会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

平成 年 月 日

潟上市議会議長

〃 署名議員

〃 署名議員

〃 署名議員